



水本 大翔くん(3歳)  
翼海ちゃん(0歳)

平成ラストガール。お兄ちゃんと仲良く2人共大きくな～れ。

西村 虹乃愛ちゃん(3カ月)  
抱っこが大好きにのんちゃん☆これからはますます元気に大きくな～れね♡



岡本 柚葵ちゃん(7カ月)  
バケツでお風呂はじめましたーいい湯だなー♪



### 大きくな～れ

固秘書広報課 (☎983-1087)



竹内 瑛音くん(2歳)

スイミングが大好きで水中でもにっこにこ♪

船越 仁斗くん(8カ月)  
つかまり立ち出来るようになって嬉しそう



△お子さんの写真募集▽就学前のお子さんの写真をメールもしくは直接窓口にて受け付けています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 宝くじ助成金でテーブルなどを整備

八幡市第五区は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施しているコミュニティ助成事業(宝くじ助成金)を活用して、テーブル・イス等の整備を行いました。



固市民協働推進課 (☎983-5749)

## 固定資産税(第3期分)・国民健康保険料(第4期分)

### 納期限は9月30日(月)です

市税(料)は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための大切な財源です。納期限までに市税取扱金融機関、コンビニまたは市役所で納付してください。

納期限が過ぎた場合は、督促後に京都地方税機構に徴収権限を移管します。

※「京都地方税機構」は、京都府と府内25市町村(京都市を除く)の税業務を行う広域連合です。

### 便利な口座振替のご利用を!

口座振替を利用すると、納期限の日指定の口座から自動的に振替(払込)します。各税の納期ごとにわざわざ出

向くことなく、納め忘れもありません。税務課収納係または市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)でお申し込みください。※ゆうちょ銀行の場合は、納税課で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。

▽口座振替の開始時期  
9月17日(火)までに手続きすると、10月末が納期の市・府民税(第3期分)、国民健康保険料(第5期分)から振替できます。

### ＜口座振替のできる税目等＞

市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料

詳しくは税務課収納係へお問い合わせください。  
固税務課収納係 (☎983-2481)

## 登録型本人通知制度を実施しています

登録型本人通知制度とは、市が住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録している人に交付した事実を通知する制度です。

皆さんの人権やプライバシーを守るとともに、戸籍謄本等の不正請求や不正取得の抑止を目的として実施しています。

この制度の利用には、事前に登録が必要です(郵送による申し込みも可能です)。

### ▽登録

登録できる人は、戸籍や住民票が八幡市にある人(過去にあった人)です。※有効期限はありません。登録受付以降の交付請求から通知の対象となります。

### ☆本人による申請

・登録申請書  
・本人確認書類(運転免許証、旅券等)  
※顔写真付き証明書をお持ちでない場合は、健康保険証、年金手帳、学生証などを2点提示してください。

〈同一世帯員の登録申請について〉  
家族の代表者(住民票の世帯が同一世帯の人に限り)に登録申請を委任する人は、申請書の世帯員署名欄に署名・押印して、届け出てください(委任状は省略可)。

☆法定代理人、代理人による申請  
法定代理人であることを証明する書類などが必要になります。詳しくはお問い合わせください。

### ▽通知内容

・証明書の交付年月日  
・交付した証明書の種類と枚数  
・請求者の種別  
※交付請求者の氏名・住所などは通知できません。

▽登録事項の変更および廃止の届け出  
・住所の変更や戸籍の登録事項に変更が生じた場合または登録を廃止したい場合は、必ず届出書を提出してください。届出がないと、本人通知ができない場合があります。

・登録者が死亡などにより住民票が消除されたときは、登録を取り消します

・変更届書の未届により本人通知書が返戻されてきたときは、登録を取り消す場合があります。

固市民課 (☎983-2759)

## 国民健康保険料等の負担を軽減

### 非自営的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、届け出が必要で、対象は次の①②の要件をいずれも満たす人。

①離職時点65歳未満

②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定されている。

※雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コードで確認します。

▽軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等

度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や、失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

▽軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間

(例)平成30年3月31日から31年3月30日まで  
に失業した人：離職日翌日の属する月から平成31年度までの保険料と失業月の翌月から令和2年7月までの高額療養費負担限度額等

※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減は終了となります。

### 一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月を支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば

一部負担金を減免します。

▽減免期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見書により最大6カ月)

▽要件 ①国保加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額の885分の990を乗じた額に、世帯の医療費自己負担限度額を加算した額の885分の990を乗じた額未満、②国保加入者全員の

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

固国保医療課 (☎983・2962)